

山梨県意欲と能力のある林業経営体及び育成経営体に関する登録・公表実施要領

制 定 令和元年12月10日 林振第1394号

改 正 令和3年9月13日 林振第884号

改 正 令和7年10月7日 林振第639号

(目的)

第1 この要領は、「森林経営管理法（平成30年法律第35号）（以下「法」という。）」、「森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）」及び「森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号）」に基づく意欲と能力のある林業経営体、並びに「林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号）（以下「育成について」という。）」に基づく育成経営体の公募・公表について、法令等で定めることのほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2 本要領の「林業経営体」とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業員により又は他者への下請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者であり、森林組合、会社、個人経営等の組織形態は問わないものとする。
- 2 本要領の「意欲と能力のある林業経営体」とは、法第35条第1項において、市町村が民間事業者を経営管理実施権の設定を行おうとする場合に、法第36条第3項に基づき選定することができる民間事業者とする。
- 3 本要領の「育成経営体」とは、「育成について」において意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体とする。

(登録申請の要件)

第3 登録申請者は次の各号を満たすものとする。

- (1) 県内に主たる事業所を持つ林業経営体であること。
- (2) 県税に係る徴収金に未納がないこと。
- (3) 第13の第1項第3号及び第4号により登録を取り消された場合、取り消された日から2年以上経過していること。
- (4) 申請を行う林業経営体の経営者及び従業員（現場作業員を含む。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいなかった又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者がいない

こと。

- 2 意欲と能力のある林業経営体の登録申請者は、単独又は共同で登録申請できることとし、共同で登録申請する場合は、次の各号を満たしていること。
 - (1) 林業経営体の能力を相互に補完・強化する目的であること。
 - (2) 共同申請者の名称及び代表者を定めるとともに、代表者の責任と構成する林業経営体の役割を明記した協定（様式第2号）を締結すること。
 - (3) 代表者及び構成する林業経営体は、意欲と能力のある林業経営体又は育成経営体であること。ただし、同時期の公募において、意欲と能力のある林業経営体に単独申請又は育成経営体に登録申請している場合はこの限りではない。
 - (4) 代表者及び構成する林業経営体は、同一の市町村に対し、単独又は他の林業経営体と共同で登録申請することはできない。
- 3 意欲と能力のある林業経営体と育成経営体は、並行して登録申請できるものとする。

（審査基準）

- 第4 登録申請の審査基準は、意欲と能力のある林業経営体登録申請にあつては、別紙1-1の「意欲と能力のある林業経営体の審査基準」とし、育成経営体の登録申請にあつては、別紙1-2の「育成経営体の審査基準」とする。
- 2 知事は、前項の審査基準を定めるにあたり、行政機関又は林業関係団体等の関係者の意見を聴くことができる。

（登録申請）

- 第5 意欲と能力のある林業経営体又は育成経営体への登録を希望する林業経営体は、別に定める日までに、知事に対し登録申請書の正副一部を、登録申請者（共同申請の場合は代表者）の事業所が所在する地域を所管する林務環境事務所へ提出するものとする。
- 2 前項の登録申請書は、単独で意欲と能力のある林業経営体に登録申請する場合及び育成経営体に登録申請する場合については様式第1-1号により、共同で意欲と能力のある林業経営体に登録申請する場合は様式第1-2号による。
 - 3 第1項の登録申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成6年法律第45号）（以下「労働法」という。）」第5条の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）である場合は、改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報と同一の第4号、第5号及び第6号の書類の添付を省略することができるものとする。
 - (1) 登記事項証明書（法人の場合）
 - (2) 住民票（個人の場合）
 - (3) 県税に係る納税証明書

- (4) 雇用に関して交付している文書の様式
 - (5) 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類（労働者を雇用している場合）
 - (6) 就業規則の写し（定めている場合）
 - (7) 技術者・技能者等を証する書類の写し
 - (8) 事業実績を証する契約書等の写し
 - (9) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し（該当がある場合）
 - (10) 共同販売・共同出荷等原木の安定供給及び流通合理化等に関する協定書、実績等の写し（該当がある場合）
 - (11) 伐採・造林に関する行動規範やガイドラインの写し（該当がある場合）
 - (12) 直近3カ年分の貸借対照表及び損益計算書の写し（法人の場合）
 - (13) 直近3カ年分の青色申告決算書等の写し（個人の場合）
 - (14) 共同申請を構成する林業経営体間で取り決めた協定書（様式第2号）の写し
 - (15) 誓約書（様式第3号）
 - (16) その他知事が定める書類
- 4 知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めることができるものとする。

（意見の聴取）

第6 知事は、第5の第1項の登録申請の内、意欲と能力のある林業経営体に登録申請した林業経営体に関する情報を整理した上で、様式第4号により、関係市町村長の意見を聴くものとする。

（市町村による推薦）

第7 市町村長は、前項により県から提供された情報を踏まえ、当該市町村の実情から必要となる林業経営体を意欲と能力のある林業経営体として、様式第5号により知事に推薦することができる。

2 知事は、第8の認定における審査において、市町村長からの推薦を参考にするものとする。

（認定）

第8 知事は、第5により登録申請を行った林業経営体が第3の登録申請の要件を満たしている場合、申請内容が第4の審査基準に適合しているか審査し、意欲と能力のある林業経営体又は育成経営体の認定を行うものとする。

（登録及び公表）

第9 知事は、第8により認定を受けた登録申請者を、様式第6号の林業経営体名簿に登録するものとする。

2 知事は、前項で登録した林業経営体の経営管理に関する情報を整理し、県のホームページで公表するものとする。

3 知事は、第一項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、様式第7-1号及び第7-2号により申請者に通知するとともに、様式第8号により国及び当該市町村に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第10 第9の登録の有効期間は5年とする。

2 登録の更新を希望する場合は、有効期間の最終年に更新の申請をするものとする。

3 更新の登録申請手続きは、第5から第8に準じて取り扱うこととする。

(登録内容の変更)

第11 林業経営体名簿に登録された林業経営体は、第9の第1項及び第2項で登録した内容に変更があった場合は、様式第9号に、変更後の内容を記載した様式第1-1号又は様式第1-2号と変更の根拠となる書類を添付し、知事に届出を行うものとする。

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する内容は変更することはできない。

(1) 素材生産における生産量や生産性の5年後の目標

(2) 共同で申請している場合の代表者及び構成する林業経営体

(3) 第8の認定において審査基準に適合すると認められた項目の下方修正

3 知事は、第1項の規定による届出があった場合には、変更された事項について林業経営体名簿の登録内容を変更するものとする。

4 知事は、前項で登録内容の変更を行った場合には、当該林業経営体が経営管理実施権の設定を受けることを希望している市町村長へ情報提供するものとする。

(実施状況報告)

第12 林業経営体名簿に登録された林業経営体は、申請時に定めた目標の達成状況を報告するため、事業の実施状況について、様式第10号により、登録された年度から目標年度までの間、毎年度の事業終了後、3月を超えない日までに知事に報告するものとする。ただし、労確法に基づく認定事業主にあつては、「改善措置実施状況報告書」をもって当該報告に代えることができる。

2 知事は、前項の規定により報告を受けた実施状況について、林業経営体が申請時に定めた目標値に対し実績が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、改善指導を行うものとする。

(登録の取消)

第 13 知事は、林業経営体名簿に登録された林業経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 個人の場合にあつては死亡、法人の場合にあつては消滅、解散等が確認された場合
- (2) 様式第 11 号による登録取消の申出があった場合
- (3) 登録の申請又は変更の申請若しくは届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
- (4) その他知事が定める場合

2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、様式第 12 号により通知するものとする。ただし、第 1 項第 1 号の個人の場合にあつてその死亡が確認された場合を除く。

附 則

この要領は、令和元年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 7 日から施行する。